

・流山市子育て応援マンションの要件（要領第2条） 通常認定 評価書

- (1) マンション開発に合わせて、第3条に規定する子育て支援施設が設置されていること。

現場確認済み。同施設内にキッズルームを設置。また、同施設及び隣接商業施設を含む街区内に認可保育所を配置。

- (2) 分譲マンションの全住戸の専有面積が60㎡以上であり、かつ全住戸のうち10分の9以上の住戸において、住戸専用面積が70㎡以上であること。

当該物件は、70㎡以上の住戸数は255戸中243戸となる（95.3%）。

- (3) 建築基準法の第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

耐火建築物である。

- (4) 階数が2以上の共同住宅の場合は、窓付きのエレベーターを設置している。

窓付きエレベーターを現場で確認済み。

- (5) 子どもが共用部分にある危険な場所に近寄れないようにするため、侵入を防止するフェンス等を設置していること。

現場確認済み。2階以上の共用廊下・階段において概ね1,200mmの転落防止フェンス等を設置している。また発電施設等の危険施設周辺についても、コンクリート建屋内に設置するなど、侵入防止に努めている。

- (6) オートロック機能のある共有玄関を設置していること。

現場確認済み。共有玄関ともにオートロック機能あり。

- (7) 子どもでも操作しやすくするため、同じ場所に設置されている1基以上のエレベーターは、乗車用ボタンおよびかご内の操作盤を床面から概ね1mの高さに設置していること。

現場確認済み。各エレベーターのかご内の操作盤は、床面から約90cmの高さにある。

- (8) マンション敷地内の廊下等の通路の幅が、90cm以上確保されていること。

現地確認済み。廊下等の通路の幅については、概ね1,200mm～1,300mm程度確保されている。

- (9) 住戸の入口前または玄関内に、ベビーカー等のためのスペースが確保されていること。

現場確認済み。スペース（ベビーカー等が収納できるスペース、ウォークインクローゼット等）が玄関内に確保されている。

- (10) ベビーカー等がスムーズに移動できるよう、各住戸からエントランスを経て、敷地外へ至る動線および各住戸から駐車場までの動線には段差がないこと。またスロープ等を設置していること。

現場確認済み。メインエントランス側から各住戸までの動線、および駐車場側から各住戸までの動線については、スロープ等の設置により段差は解消されている。